	C　定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 D　へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 E　AからDまでに掲げるもののほか、定住自立圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、定住自立圏構想における中心市にあつては、当該額に0.8を乗じて得た額とする。）

第五条第一項第三号イの表第二十七号を同表第二十六号とし、同表第二十八号を次のように改める。

二十八　地域力創造のための外部人材の活用に要する経費があること。	次の各号に掲げる地方団体の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　定住自立圏構想に取り組む市町村又は過疎地域、山村地域若しくは離島等をその区域の全部若しくは一部に含む市町村　地域力創造のための外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）又は五、六〇〇、〇〇〇円（地域力創造に先進的な実績のある地方団体の職員又は組織として総務大臣が認めたもの（以下「先進地方公共団体職員等」という。）を活用する市町村にあつては、二、四〇〇、〇〇〇円）のいずれか少ない額 二　前年度から地域力創造のための外部人材の活用を開始した市町村（前号において特別交付税の算定対象となつた市町村を除く。）　地域力創造のための外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は三、五〇〇、〇〇〇円（先進地方公共団体職員等を活用する市町村にあつては、一、五〇〇、〇〇〇円）に財政力指数が〇・四九を超える市町村にあつては〇・五を、財政力指数が〇・四九以下の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額のいずれか少ない額 三　前々年度から地域力創造のための外部人材の活用を開始した市町村であつて、前年度において当該外部人材を活用したもの（第一号において特別交付税の算定対象となつた市町村を除く。）　地域力創造のための外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は二、一〇〇、〇〇〇円（先進地方公共団体職員等を活用する市町村にあつては、九〇〇、〇〇〇円）に財政力指数が〇・四九を超える市町村にあつては〇・五を、財政力指数が〇・四九以下の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額のいずれか少ない額

第五条第一項第三号イの表中第二十八号を第二十七号とし、第二十九号を第二十八号とし、同表第三十号中「前条第一項第一号の表第三十四号」を「前条第一項第一号の表第三十三号」に改め、同号を同表第二十九号とし、同表第三十一号一及び二中「第三条第一項第三号イの表第五十九号」を「第三条第一項第三号イの表第五十四号」に改め、同号を同表第三十号とし、同表第三十二号中「第三条第一項第三号イの表第六十号」を「第三条第一項第三号イの表第五十五号」に改め、同号を同表第三十一号とし、同表中第三十三号を第三十二号とし、第三十四号を削り、同表第三十五号中「前条第一項第一号の表第四十三号」を「前条第一項第一号の表第四十一号」に改め、同号を同表第三十三号とし、同表第三十六号中「前条第一項第一号の表第四十四号」を「前条第一項第一号の表第四十二号」に改め、同号を同表第三十四号とし、同表第三十七号を同表第三十五号とし、同表第三十八号中「前条第一項第一号の表第四十六号」を「前条第一項第一号の表第四十四号」に改め、同号を同表第三十六号とし、同表第三十九号中「前条第一項第一号の表第四十七号」を「前条第一項第一号の表第四十五号」に改め、同号を同表第三十七号とし、同表第四十号一中「前条第一項第一号の表第五十二号」を「前条第一項第一号の表第五十号」に改め、同号を同表第三十八号とし、同表中第四十一号を第三十九号とし、第四十二号を第四十号とし、同表第四十三号中「前条第一項第一号の表第五十号」を「前条第一項第一号の表第四十八号」に改め、同号を同表第四十一号とし、同表第四十四号一算式中「84,300円」を「205,300円」に、「134,900円」を「222,800円」に改め、同号を同表第四十二号とし、同表第四十五号中「前条第一項第一号の表第五十三号」を「前条第一項第一号の表第五十一号」に改め、同号を同表第四十三号とし、同表第四十六号を次のように改める。

四十六　地域おこし企業人の受入れ等に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額とする。 算式 A×0.5＋B＋C×0.5 算式の符号 A　地域おこし企業人の受入れの開始の日までに必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。） B　地域おこし企業人の受入れの開始の日からその終了の日までの期間に必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が3,500,000円を超えるときは3,500,000円とする。） C　地域おこし企業人の提案した事業の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

第五条第一項第三号イの表第四十六号を同表第四十四号とし、同表第四十七号中「前条第一項第一号の表第五十四号」を「前条第一項第一号の表第五十二号」に改め、「同号中」の下に「「第九条第二項」とあるのは「第九条第一項」と、」を加え、「一二、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に、「八〇、四〇〇円」を「七九、六〇〇円」に改め、同号を同表第四十五号とし、同表第四十八号中「前条第一項第一号の表第五十五号」を「前条第一項第一号の表第五十三号」に改め、同号を同表第四十六号とし、同表第四十九号を同表第四十七号とし、同表に次の十一号を加える。

四十八　地域公共交通再編推進事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四十九　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
五十　空き家対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
五十一　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。	国からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、下欄に掲げる額を乗じて得た額とする。

項目	額
道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務	一、九〇〇円